

賃金計算の際に、再確認を！

最低賃金額は、都道府県毎の(1)地域別最低賃金(富山県は、令和3.10.1から877円/時間)と、(2)特定(産業別最低賃金)、(富山県は、①912円(令和2.12.19～)、②851円(令和2.12.18～)、③865円(令和2.12.9～))と決められています。

賃金額が基本給のほか、家族手当、通勤手当などが支給されている場合、労働基準法第37条第5項で、割増賃金の基礎となる賃金には、①家族手当、②通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金及び、次の※(③～⑦)は算入しません。

※ 割増賃金の基礎となる賃金に参入しない賃金(労働基準法施行規則第21条)は、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1箇月を超える期間毎に支払われる賃金は、算入しません。

- (1) 実際上記の手当を、割増賃金の基礎となる賃金から除外するにあたっては、単に名称によるものでなく、その実質によって取り扱うべきもの。(働22.11.5基発第231号)
- (2) 家族手当が、扶養家族のある労働者に支払われているものであっても家族数に関係なく支給される手当は、家族手当とはみなさない。(働22.11.5基発第231号)
→ 家族手当とは、扶養家族数、又はこれを基礎とする家族手当額を基準とした算出した手当を指します。
- (3) 通勤手当は、一定額までは距離にかかわらず一律に支給するような場合は、この一定額部分は通勤手当ではないとされ、割増賃金の算定基礎に含まれます。(働23.2.20基発第297号)
- (4) 同法第24条第2項で、賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時の賃金、賞与その他、厚生労働省令で定める賃金は「臨時の賃金等」この限りでない。
- (5) 賞与に準ずるもの。(労基法施行規則第8条)
 - ① 一箇月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当、
 - ② 一箇月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当
 - ③ 一箇月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給、又は能率手当

<詳細については、お近くの監督署でご確認ください。>

法人・施設経営の様々な問題にお答えします

社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。電話による相談も対応いたします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。月曜～金曜(祝祭日、年末年始休)9時～17時

TEL 076-432-6219 FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の相談』⇒『相談票』

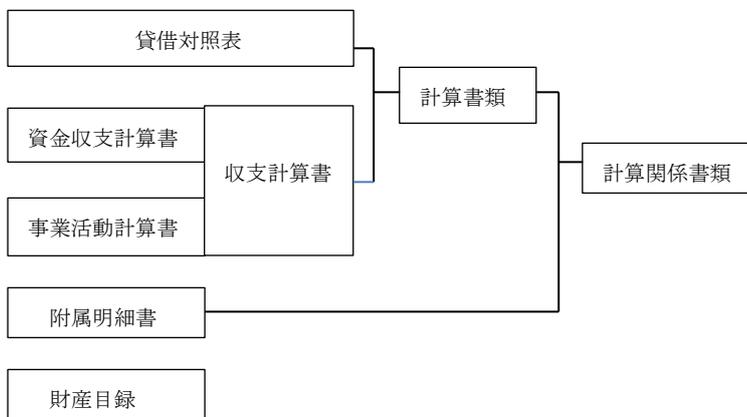
施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

「決算関係書類の名称」

Q 決算関係の書類の名称が複雑でよくわかりません。
決算関係書類の名称を整理して教えてください。

A 決算関係書類の名称は、それぞれの法令、規則等の中で、微妙に異なった用語が使用されており、わかりにくい面が多いと思います。
ただ、一般的な名称の構成を示すと次の通りです。



上記の通り「資金収支計算書」と「事業活動計算書」を合わせて「収支計算書」とすること、また「計算書類」と「附属明細書」を合わせて「計算関係書類」とされていることに特に留意して下さい。

最低賃金額の計算方法は？

Q 最低賃金の計算方法がわかりません。
最低賃金以上かどうかを確認する方法を教えてください。

A (1) 時間給制の場合は、
 $時間給 \geq 最低賃金額(時間額)$
(2) 日給制の場合は、
 $日給 \div 1 \text{ 日の所定労働時間} \geq 最低賃金額(時間額)$
(2)-2 日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、
 $日給 \geq 最低賃金額(日額)$
(3) 月給制の場合は、
 $月給 \div 1 \text{ 箇月平均所定労働時間} \geq 最低賃金額(時間額)$
(4) 出来高払制その他の請負制の賃金の場合
※出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
※基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制など、→それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。
(6) 歩合制の場合(完全歩合制) (略)
(7) 歩合制の場合(固定給と歩合給が併給) (略)
※確認の詳細については、下記を参照下さい。

厚生労働省

【最低賃金以上かどうかを確認する方法】

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seid/0/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

～法人運営のアドバイス②～

評議員が任期途中で交代する場合の手続について

Q 任期途中で評議員が交代する場合の手続について教えてください。なお、新しい評議員には、現在の評議員選任・解任委員を予定しています。

A ○評議員選任・解任委員と評議員を兼務することはできないため、評議員選任・解任委員を辞任してもらい、新たな委員を選任した上で、評議員を交代します。

○法人と役員等の関係は、委任に関する規定に従う(法第38条)ため、評議員が自ら辞任する場合は、解任と異なり、評議員選任・解任委員会の決議は必要ありません。評議員選任・解任委員についても同様で、理事会による解任の決議は必要ありません。

○評議員選任・解任委員が辞任しても、定款に定める委員の定数を下回らない場合は、後任の委員を選任するかどうかは、法人の判断で決定して差し支えありません。